

城下町八戸における町人負担 ― 町役と諸繫諸掛

三浦忠司

はじめに

城下町の町人が負担した経費に町役と「諸繫諸掛」があった。町役については、長谷川成一「弘前城下について」^①では、城下に屋敷を所持する町人に課せられたもので、地子銀・出人足・時鐘茂合・木戸番・伊勢太々神楽への出銭があり、なかでも屋敷地に賦課した地子銀と出人足は町役の根幹をなすものであると述べられている。

それでは、八戸城下では、町役とはどのようなことを指すものであつたらうか。八戸城下研究では、このことについては長く論じられていなかった。^②

ところが、近年『新編八戸市史』や『青森県史』などの資料集が相次いで刊行されるに及び、町役について触れている史料が散見されるようになった。町役の全体像や負担の具体像はよくみえないが、本稿では、これらの史料を手掛かりにして八戸城下における町役とは何かを検討してみることしたい。ただ弘前城下と違って八戸城下にはまとまった史料が残されていない。個々の史料が相互関連なくバラバラに散在しているだけである。

そこで、これらの史料をつなぎ合わせておぼろげながら八戸城下における町役の全体像に迫ってみることにする。

一、城下成立直後の町役と城下新規編入時の町役

まず町役の手掛かりとしては、享保二年（一七一七）に幕府巡見使が来国した際、八戸藩が作成した想定問答集がある。^③藩では、町役を巡見使から尋ねられた場合には、町役のほか、急用の場合は御屋敷人足を出し、そのほかは手前たちの火の用心のために人足を出していると答えよと指示していた。そうすれば、町役とは藩の求めや町の必要に応じて労働人足を提供することであった。

一、当町役之儀御尋被成候者、町役之外差懸急用候得ハ、間ニ御屋敷人足出シ候之様に承候、睨トハ不存候由可申上、其外者町役手前之火用心等出シ申事ニ御座候由可申上事、

（御巡見様御通之節所々御尋之時分申上候御答覧帳）

そして、八戸城下成立直後の町役と文化二年（一八〇五）に下大工町が城下に編入された時の町役について、「目付所例書 坤」の「八三

町役之事」に次のように記されている。⁽⁴⁾

(年月日欠)

一、三日町より上、根城町、八日町より下、新井田町と申す、六拾
年程ハ十九日根城町、十一日新井田町相勤候所、右ニても新井田
町続兼候て、惣廻ニ相勤候由、依て以前ハ町役十九・十一之割と
言、根城町庄屋役所三ノ字、新井田町八ノ字也、(以下略)

文化二(月日欠)

一、下大工町丁内庄屋掛被仰付候事、
一、下大工町役之義ハ、御台所御味噌搗之節、洗番斗罷出、右壱ヶ
年三度程ニ有之候、外ニ御登并法霊御神事之鍵役罷出候由、庄屋
相尋記置、

年月日欠の史料は城下成立直後の町の状況を記したものである。ここ
に記されている「町役」とは庄屋などの町役人のことをいっているのか、
あるいは役負担の町役のことかは判然としない点もあるが、文言通り役
負担の町役と解釈すると、三日町より上は根城町といい、八日町より下
は新井田町と称した。藩成立後六〇年ほどは、根城町が一九日町役を勤
め、残り一日は新井田町が勤めてきた。これを「町役十九・十一之割」
といった。ところが、商勢が劣る新井田町一町だけで町役を負担するの
は困難なので、全町内が「惣廻」で町役を均等負担することになったと
いうのである。ここでは、町役は一町内だけの負担ではなく、全町内で
負担するものが町役であるということを強調している。

さらに文化二年の史料は、下大工町が町奉行配下の庄屋支配となり、
城下に編入された際のものである。これには、下大工町の町役は、城中

の御台所で味噌搗する際、一年に三回ほど「洗番」に人足を差し出すこ
と、ほかに藩主が江戸参府する行列と法霊祭礼の御神事行列には、「鍵
役」(昇役か)の人足を出すということが記されている。

そうすれば、城下に新規編入した下大工町の町役は、城中御台所の味
噌搗の洗番、および江戸参府と法霊祭礼の御神事行列の担ぎ人足を供出
することになっていたのである。つまり、労働力の人足提供が町役の内
容となっていた。

なお味噌搗洗番の役務は、後述する「御町役御伝馬諸人足名目書上覚」
に見える城中御台所の「御味噌搗」に関わる業務であったろう。

二、伝馬と諸人足の町役

藩政時代中期における八戸藩の町役については、延享二年(一七四五)
十一月「御町役御伝馬諸人足名目書上覚」⁽⁵⁾によれば、次のように伝馬役
など数多くの出人足が課せられていた。町はこれらの役務に労働力たる
人足を供出することが義務づけられていたことになる。

御町役御伝馬諸人足名目書上覚

- 一、御伝馬被仰付次第
 - 一、御駕籠昇
 - 一、御手振
 - 一、諸賃伝馬駕籠昇
 - 一、壱里御状持
 - 一、御前米拾
- 同断 同断 同断 同断 同断 拾人宛

下御台所へ被仰付次第、

- 一、御米打御人足 右同断
- 一、箕吹御人足 右同断
- 一、御餅搗御人足 右同断
- 一、御寒さらしときつけ御人足 右同断
- 一、御醬油御用水汲塩せんじ御人足 右同断
- 一、御麦搗御人足 右同断
- 一、御味噌搗 但御搗合之節共に被仰付候次第、
 - 一、同釜番三人宛 右同断
 - 一、為登御味噌諸人足 右同断
 - 一、同御俵仕御人足 右同断
 - 一、大豆小豆拾御人足 右同断
 - 一、御白味噌搗合御人足 右同断
 - 一、御蕎麦引御人足 右同断
 - 一、御手洗粉引御人足 右同断
 - 一、御ひしを御用御人足 右同断
- 但水汲塩せんじ
- 一、油ノ御用御人足 右同断
- 一、同袋ぬい 右同断
- 一、御糲つぶし御人足 右同断
- 一、御柿つぶし御人足 右同断
- 一、御大根洗御人足 右同断
- 一、同漬御人足 右同断

- 一、端午御粽御用人足 但草揃御餅搗共
- 一、御出候節御たき出し御人足 但割子そうし御喰たき手伝
- 一、晦日御手伝御人足 但御味噌出し御渡物御手伝
- 一、はかり者 但御為登ミそ御引渡候節、
- 一、御台所御奉行御代り之節御引渡御用人足 右同断
- 一、右者下御台所へ被仰付次第差上候、
 - 一、御蔵御用人足 毎月廿九日晦日両日共五拾人宛差上申候、
 - 一、御蔵御そうし御人足被仰付候次第、
 - 一、箕ふき御人足 右同断
 - 一、御蔵御奉行御代之節御引渡御用人足 右同断
 - 一、はかり者 右同断
 - 右者御蔵江差出申候、
 - 一、御発駕御下向候節御伝馬御人足被仰付次第、
 - 尤かき役二相出申候、
 - 一、御出之節御人足被仰付次第、
 - 一、御献上御荷物御人足 右同断
 - 一、下御料理人被仰付次第、
 - 一、下配膳給人 右同断
 - 一、下御給仕人 右同断
 - 一、御門松迎御伝馬御人足 右同断
 - 一、御幸木立 三十人宛

一、御門松立 三十人宛

一、御引御人足 三十人宛

一、御煤下し御人足被仰付次第、

一、雪はき御人足 右同断

一、根城御隔流（流鏑カ）馬之節御人足

但八月九日より同十四日迄的立矢取御人足 三人宛

一、御制札御普請有之節御人足被仰付次第、

一、法靈御湯立之節釜火烧被仰付次第、

一、明屋番人被仰付次第、

一、御会所御寄合之節御人足

一、御町せき口御普請人足

一、御町所々橋普請御人足

一、牢屋御普請有之節御人足被仰付次第、

一、御追放者有之節御人足

一、御仕置者有之節御人足

一、大橋御普請之節砂理持御人足

但洪水之節被仰付次第、

町内役覚

一、櫓番式人

但春計

一、自身番式人

右同断

一、本町新町辻番

右同断

一、昼番壱人宛

晦日相廻申候、

一、夜廻三人宛 右同断

一、はしこ番式人宛 右同断

一、はた番てうちん番壱人宛 右同断

右之通御座候、外二諸掛り候度人足被仰付次第相出申候、以上、

延享二丑年十一月六日

庄や 吉兵衛

同 伝兵衛

及川友右衛門様

戸来又三郎様

町役の特徴をみるために、項目ごとに分類したのが町役一覧（表1）

である。これによると、町役の主なもの、①交通輸送関係―公用の人や物を運ぶ伝馬人足や参勤交代時の駕籠・荷物持人足、公用馬の口取りや一里状運搬などの人足、②城中年中行事関係―城中行事の飾立の人足、③神事関係―根城流鏑馬や法靈社神事に使用する人足、④裁判関係―会所寄合や牢屋普請の人足、仕置従事の人足、⑤町普請関係―用水堰・橋・制札の修繕人足、⑥城中御台所・御蔵関係―城中御台所の食料調製準備や御蔵の維持管理の人足などであり、町内役に関わるものではない、町内に設置する自身番・辻番・火の見櫓番や夜回りなどの防火に従事する人足などであった。

町役の種類としては、数量的には、城中の御台所や御蔵関係業務を手伝う単純労務の人足が多かったが、重要度からいえば、領内の人や物の輸送を担う伝馬や参勤時の荷物輸送に駆り出される人足の負担割合が大

表 1 町役一覧

	交通輸送関係	供出人数
1	御伝馬	命令数
2	御駕籠舁	命令数
3	御手振	命令数
4	諸賃伝馬駕籠舁	命令数
5	壺里御状持	命令数
6	御発駕御下向候節御伝馬御人足	命令数
7	御出之節御人足	命令数
8	御献上御荷物御人足	命令数

	城中年中行事関係	供出人数
1	御門松迎御伝馬御人足	命令数
2	御幸木立	30
3	御門松立	30
4	御引御人足	30
5	御煤下し御人足	命令数
6	雪はき御人足	命令数

	神事関係	供出人数
1	根城御流鎗馬之節御人足	3
2	法靈御湯立之節釜火焼	命令数

	裁判関係	供出人数
1	御会所御寄合之節御人足	命令数
2	牢屋御普請有之節御人足	命令数
3	御追放者有之節御人足	命令数
4	御仕置者有之節御人足	命令数
5	明屋番人	命令数

	町普請関係	供出人数
1	御町せき口御普請人足	命令数
2	御町所々橋普請御人足	命令数
3	大橋御普請之節砂理持御人足	命令数
4	御制札御普請有之節御人足	命令数

	町内役関係	時 期
1	櫓番式人	春
2	自身番式人	春
3	本町新町辻番	春
4	昼番壺人宛 晦日相廻	春
5	夜廻三人宛	春
6	はしこ番式人宛	春
7	はた番てうちん番壺人宛	春

	城中御台所・御蔵関係	供出人数
1	御前米拾	10
2	御米打御人足	命令数
3	箕吹御人足	命令数
4	御餅搗御人足	命令数
5	御寒さらしときつけ御人足	命令数
6	御醬油御用水汲塩せんじ御人足	命令数
7	御麦搗御人足	命令数
8	御味噌搗	命令数
9	同釜番三人宛	命令数
10	為登御味噌諸人足	命令数
11	同御俵仕御人足	命令数
12	大豆小豆拾御人足	命令数
13	御白味噌搗合御人足	命令数
14	御蕎麦引御人足	命令数
15	御手洗粉引御人足	命令数
16	御ひしを御用御人足	命令数
17	油メ御用御人足	命令数
18	同袋ぬい	命令数
19	御糶つぶし御人足	命令数
20	御柿つぶし御人足	命令数
21	御大根洗御人足	命令数
22	同漬御人足	命令数
23	端午御粽御用御人足	命令数
24	御出候節御たき出し御人足	命令数
25	晦日御手伝御人足	命令数
26	はかり者	命令数
27	御台所御奉行御代り之節御引渡御用御人足	命令数
28	御蔵御用御人足	50
29	御蔵御そうし御人足	命令数
30	箕ふき御人足	命令数
31	御蔵御奉行御代之節御引渡御用御人足	命令数
32	はかり者 御蔵江差出	命令数
33	下御料理人	命令数
34	下配膳給人	命令数
35	下御給仕人	命令数

きかった。そうすれば、城内の勤労に関わる諸雑用人足を除くと、領内運輸や参勤時の荷物輸送といった公務的人足役提供が町役の重要な任務となっていたということになる。

藩から徴発される人足数は、それぞれの町役の種類に応じて「被仰付候次第」の人数を供出することになっている。あらかじめ一〇人・三〇人宛などと決められている場合もあるが、ほとんどは藩が命じる人足数を町では出すことになっていた。

ところで、日常的に繰り返し返される伝馬継立や一度に大量の人馬が動員される参勤時の荷物輸送にあたっては、命令される人足数を常に供出することは、城下町内では、常に過重負担を強いられることにつながる。

伝馬役を城下で負担していた町は、表町（本町）の廿三日町中頃から廿八日町までの町域である。それについては、後述の天保五年（一八三四）諸繫諸掛「書上」に、「廿三日町中頃廿八日町作十郎居候屋敷迄」は「本伝馬通」と見えているところである。またこの町域は「本伝馬・駄賃伝馬・場所伝馬外」に「諸繫諸掛」の小役を課される場所でもあった。これらの町々が「本伝馬通」に指定された理由は、裏町などに比べて、経済力があり、藩を代表する特権商人たちが数多く居住していたことによるが、過重負担の実態については、今のところ史料がないためはつきりしない。

また城中の「御味噌搗」については、「被仰付候次第」の人足を出すことになっていた。しかし、先述した通り下大工町が城下に編入された文化二年時には、味噌搗の「洗番」人足を一年に三度出すことが条件とされていたから、下大工町がまず最初にその人足が徴発される町であっ

たことになる。

それでは、八戸城下では、どのような形で各町内に町役を負担させていたのであろうか。あるいはまた、労役提供に代えて人足代金を徴収していたとすれば、どのような仕組みになっていたのであろうか。

このことについては、「御町役御伝馬諸人足名目書上覚」は、「被仰付候次第」の人足数をどこの町内がどれだけ割り当てられたか、それに代わる人足代金の徴収はあったのか、その具体的内容については書き上げていない。

他の城下町では、町内における負担の仕組みは、一軒役を担う役家を基本として編成し、町の家数がほぼ役数となり、町々を上・中・下と区分して年間人足数を定めていた。一軒役の間口軒数は四間とか六間とかを基準に算定したとい^⑥う。

弘前城下の場合、人足負担は城下の町々を延宝七年（一六七九）に上、中ノ上、中、下、下々の五段階に分け、上役一軒から年間九六人、下々役は六六人の出人足が定められ、総家数七六三軒が人足を負担していた。その後、人足役は元禄一四年（一七〇一）に地子銀納へ変わり、さらに正徳三年（一七一三）に人足役へ再転換している。^⑦

しかれば、八戸城下では、一軒役の基準単位をはじめ、町内ごとの年間人足数や徴発人数といった負担の具体的な内容や仕組み、さらには時代の推移による人足徴発の銭納化への変化などについては、引用史料以外に史料は見つかっていないため、よく分かっていない。今後の究明課題となる。

ここで、伝馬役についてさらに触れると、八戸城下の中心街に置かれ

た八戸駅には、藩政時代後期には、一日に人足二人、馬二疋を伝馬として常駐させていた。天保八年（一八三七）「八戸南部領分」⁸⁾によれば、次の通りである。

尤八戸駅場、寄人馬一日人式人、馬式疋

右継立人馬多之節加勢、表町廿三日町・十三日町・三日町・八日町・

十八日町・廿八日町、六町より差出、何程二而も御定之外、相對賃
錢割増等無御座候、

これらの人足二人、馬二疋の常駐は、町役として先に引用した「御町役御伝馬諸人足名目書上覚」によって「本伝馬通」たる廿三日町中頃から廿八日町までに賦課されていたものである。ただこの人馬の数では、藩主が参勤交代に出発したり、国元に到着した時には、全く不足をきたすため「加勢人馬」が必要となった。「八戸南部領分」では、不足を補うために、廿三日町・十三日町・三日町・八日町・十八日町・廿八日町の六町から「加勢」が出るようになっていた。ところが、この六町は「本伝馬通」の町内であり、ここが本伝馬とともに、加勢伝馬もすることになると二重の負担が課せられていたことになる。

そして、これらの六町は、実際にどのような割合で各町内で人馬を提供したのか、それとも金銭を納入して人馬を雇うことにしたのかなど、その伝馬継立の具体的な様相については、裏付ける史料が欠けているため不明な点が多い。

なお「御町伝馬」が充分でない場合には周辺の村々に加勢を命じた。

天保四年（一八三三）七月二日・一二日条八戸藩勘定所日記には、浦々に異国船が出没し「一ノ手」の軍勢が出勢する際、売市・笹子村に一八

疋、糠塚・沼館・類家村に一七疋の加勢が命じられている。

さて、前述のごとく町役負担の具体的内容や仕組みは不詳であるが、元治元年（一八六四）一二月に町家約三三〇軒が焼失した大火の際には、焼失者書き上げの中に町役の記事が見えている。元治元年一二月二八日条八戸藩目付所日記によると、廿六日町北側に「右拾壹間五尺五寸之内町役相勤来候分、メ九拾三間半壹尺五寸五分」、十六日町南側に「右拾間五寸之内町役相勤候分、メ七拾壹間壹尺」などと、焼失家屋の町内合計間数に町役の内訳を記入している。これらのほか、十六日町分大塚屋横丁東側には、「表口四間 喜兵衛 内式ヶ月町役勤月」、廿六日町分同丁西側には「表口五間七寸 源六 内式ヶ月半町役勤月」などと、町内の町人個人が町役を勤めた月数を書き上げている。

ところが、この町役記事は断片的な記述であるため、それがどのような意図をもって書き上げられたのかは分からない。ただ町役記事のある町内は、個人の場合も含めていずれも裏町や城下端にある町に限られている。裏町は表町と比べると、後述の町経費負担と同様、町役は軽減されていたと考えられるし、場合によっては町役が減免されている家々もあつたはずである。

さらに焼失者の町役書き上げの文末には、「右小間壹間金三步被成下候分」と金三步の助成があつたことを記している。この助成金に着目すれば、町役の記事は、表町の助成金は金一両であることを勘案すると、町役を多く負担している表町に対して負担が少ない裏町や城下端の町内にあつては、救済資金に差を設けようとする意図をもって、藩では、町役間数や町役勤め月数を書き上げたのではないか、ということも考えら

れる。

また町役記事についていえば、町内個人が町役を勤めた月数を書き上げているのは、借家層が増加したことに関連があることも指摘できる。⁽⁹⁾

元治元年一二月の大火は藩政時代最末期の記録であるが、この大火が起きる直前の四月には、城下中心街の一角を占める八日町のほとんどが焼失するという火事が起きていた。この火事では、八日町全家数四四軒のうち四〇軒が焼失している。内訳は四〇軒のうち持家が一七軒、借家がこれを上回る二三軒となっていた。⁽¹⁰⁾ 藩政時代最末期の中心街においては、借家の占める割合が六割を超えるほどの状況となっていたのである。

この借家層の増加と持家層の減少という住構造の変化が城下各町内で起きていたのであれば、藩にとっては、町役の減少というゆゆしき事態に立ち至るので、町内個人ごとに町役の勤め月数を調べ上げたということも推測される。いずれにしても町役間数や町役勤め月数を藩当局が書き上げた意図は不明である。

三、町経費

前述した町役は藩に対する町の負担であったが、城下の人々が町の自治に充てるために出し合った共同体の諸経費がある。それが「諸繫諸掛」である。いわゆる町入用費にあたる。

天保五年五月諸繫諸掛「書上」⁽¹¹⁾によれば、城下の各町内は一律に経費を負担していたのではなく、町内の経済力に応じて四通りに町域が区分され、それぞれの地域の家門口に応じて項目ごとに金銭が賦課された。

書 上

一、惣門丁より廿三日町中頃善太郎居候屋敷迄、小間忝間二付諸繫

諸掛左之通、

一、小間忝間中り^(マモ)

一、式拾九文四分四厘 御町堰普請、相撲請負

但四拾貫百文元高割合小間中り、

一、拾五文式分八厘五毛 四月分使番給銭

但式拾貫百文元高割合

一、拾五文式分八厘五毛 八月分右同断

但式拾貫百文元高割合

一、拾五文式分八厘五毛 十二月分右同断

右同断

一、五文 蟬燭繫

但未月年ハ五文半取立仕候、

一、九文六分壹厘八毛 堰御検分御賄入方

但拾三貫文程元高

右ハ定式無御座候得共、荒増都合如斯、

一、五分七厘三毛 御制札番足留銭

但壹貫五百文元高

右ハ三貫文之内忝間五百文御上様より御下ケ残り如斯、

一、壹文壹分壹厘 火ノ見櫓地代ちん

但三貫文元高

一、五文七分程 御広鋪御端女給金多足

但七月十二月両度分ニ而如斯、定式無御座候、御上様より御割

出次第割合仕候事、

右ハ拾五貫八百式拾式文元高、定式無御座候、御上様より御割出

次第割合仕候事、

一、式文五分 壬辰繫

一、式文 虫祭繫

一、式文 風祭繫

小役場所人足雇・荒捨・米打・白味(マ)種々、百七文七分九厘六毛

一、廿三日町中頃（より欠カ）廿八日町作十郎居候屋敷迄、本伝馬

通小間忝問二付諸繫諸掛左之通、

一、式拾九文四分四厘 御町堰御普請、相撲請負、

但四拾貫百文元高

一、拾五文式分（八厘欠カ）五毛 使番給錢四月分

但式拾貫百文元高

一、拾五文式分八厘五毛 八月分右同断

右同断

一、拾五文式分八厘五毛 十二月分右同断

右同断

一、五文 蠟燭繫

但末月年ハ五文五分取立仕候、

一、九文六分壹厘八毛 堰御檢分御賄入方

但拾三貫文程元高

右ハ定式無御座候得共荒増都合如此、

一、五分七厘三毛 御制札番足留錢

但壹貫五百文元高

右ハ三貫文之内壹貫五百文、御上様より御下ケ残り如斯、

一、壹文壹分壹厘 火の見櫓地代賃

但三貫文元高

一、五文七分程 御広敷端女給金多足

但七月十二月兩度分ニ而如斯、拾五貫八百式拾式文元高、定式

無御座候、御上様より御割出次第割合仕候事、

一、式文五分 壬辰繫

一、式文 虫祭繫

一、式文 風祭繫

一、四文九分八厘四毛 御下向之節江戸盛岡御雇賄

但四貫八百六拾文元高

右ハ御上様より御下ケ分引残り御町割合仕候、尤人数ニも寄逗留

日数ニも寄、定式御座無候、

一、拾文三分三厘三毛 御振駒下賄

但九貫六百拾壹之割合

右ハ諸品値段ニ向高下御座候得ハ、定式無御座候、

一、式文四分七厘(カ) 前見世賃

但式拾四貫文閏月年者式拾六貫文取立仕候事、

本伝馬・駄賃伝馬・場所伝馬外小役場所之通り、

百式拾五文五分八厘四毛

塩丁小間沓間ニ付諸繫

一、式文五分

壬辰繫

三口繫外二両御神事并不時御人足数人被仰付候節ハ、為相勤来候外諸役相勤不申、

一、式文

虫祭繫

右同断

一、式文

風祭繫

右同断

三口 〆六文五分

裏町通小間沓間ニ付諸繫左之通、

一、五分七厘三毛

御制札番足留銭

但沓貫五百文元高

尤三貫文之内沓貫五百文御上様より御下ゲ引残り如斯、

一、沓文沓分沓厘

火ノ見櫓地代賃

但三貫文元高

一、五文七分程

御広鋪御端女給金多足

但拾五貫八百式拾式文元高、七月十二月両度分ニ而如斯、右ハ錢高定式無御座候、

一、式文五分

壬辰繫

一、式文

虫祭繫

一、式文

風祭繫

一、五文

使番銭多足

三月分多足繫

一、五文

右同断

七月分右同断

一、五文

右同断

十一月分右同断

〆裏町通り状番人足諸小遣歩人足

式拾八文八分八厘三毛

大凶年□より過不足有之候、

右之通小間沓間ニ付諸繫沓ヶ年分書上仕候、以上、

午五月

庄屋

柴田万十郎

中村忠右衛門

城下の全町内は、(一)惣門丁より廿三日町中頃善太郎居屋敷まで、

(二)廿三日町中頃より廿八日町作十郎居屋敷まで、(三)塩丁、(四)

裏町通の四地域に区分され、その賦課基準は小間と称した屋敷間口一間あたりに何文という形で金銭が課けられていた。表町通は(一)と

(二)、および(三)の三地域に分けられ、それに(四)裏町通が付け加えられて四地域となる。¹²⁾

(一)惣門丁より廿三日町中頃善太郎居屋敷までの地域

この町域は城下の表町通(本町通)の惣門丁(別称新荒町)、荒町、

表 2 町経費一覧 1

(1) 惣門町より廿三日町中頃善太郎居屋敷まで

	町 経 費 種 類	小間一間あたり 文
1	御町堰普請、相撲請負	29.44
2	四月分使番給銭	15.285
3	八月分右同断	15.285
4	十二月分右同断	15.285
5	蠟燭繫	5
6	堰御検分御賄入方	9.618
7	御制札番足留銭	0.573
8	火ノ見槽地代賃	1.11
9	御広舗御端女給金多足	5.7
10	壬辰繫	2.5
11	虫祭繫	2
12	風祭繫	2
	(実計算合計)	103.796
	合 計	107.796

(2) 廿三日町中頃より廿八日町作十郎居屋敷まで

	町 経 費 種 類	小間一間あたり 文
1	御町堰御普請、相撲請負	29.44
2	使番給銭四月分	15.285
3	八月分右同断	15.285
4	十二月分右同断	15.285
5	蠟燭繫	5
6	堰御検分御賄入方	9.618
7	御制札番足留銭	0.573
8	火の見槽地代賃	1.11
9	御広敷端女給金多足	5.7
10	壬辰繫	2.5
11	虫祭繫	2
12	風祭繫	2
13	御下向之節江戸盛岡御雇賄	4.984
14	御振駒下賄	10.333
15	前見世賃	2.471
	(実計算合計)	121.584
	合 計	125.584

(3) 塩丁

	町 経 費 種 類	小間一間あたり 文
1	壬辰繫	2.5
2	虫祭繫	2
3	風祭繫	2
	(実計算合計)	6.5
	合 計	6.5

(4) 裏町通

	町 経 費 種 類	小間一間あたり 文
1	御制札番足留銭	0.573
2	火ノ見槽地代賃	1.11
3	御広舗御端女給金多足	5.7
4	三月分使番銭多足	5
5	七月分同断	5
6	十一月分同断	5
7	壬辰繫	2.5
8	虫祭繫	2
9	風祭繫	2
	(実計算合計)	28.883
	合 計	28.883

廿三日町中頃の町から構成される。ここには一二種類の経費が課けられ、小間一間あたりを基準にして経費の種類に応じて金銭が賦課された。御町堰御普請・相撲請負の場合は、二九文四分四厘の割合で課されており、その他の項目を含めた経費合計は一〇七文七分九厘六毛（実計算一〇三・七九六文）となっていた。

一二種類の経費は、御町堰御普請・相撲請負、四月分使番給銭、八月分使番給銭、一二月分使番給銭、蠟燭繫、堰御検分御賄入方、御制札番足留銭、火ノ見櫓地代賃、御広敷端女給金多足、壬辰繫、虫祭繫、風祭繫の項目である。この町域は、(一)の町域と比べると、御下向之節江戸盛岡御雇賄、御振駒下賄、前見世賃の三種類の経費（合計一七・七八八文）は負担しておらず、その分負担は軽減されていた。(二)地域と比べて経費負担力がやや劣るとみなされたからであろう。

(二) 廿三日町中頃より廿八日町作十郎居屋敷までの地域

この町域は表町通の廿三日町中頃、十三日町、三日町、八日町、十八日町、廿八日町から構成される。ここには一五種類の経費が課けられ、小間一間あたりを基準にして賦課された経費の合計は一二五文五分八厘四毛（実計算一二一・五八四文）となった。

この町域は木綿屋や造酒屋などという藩を代表する豪商が店を張り、城下では最も経済的力が高い地域であったので、他の町内に比べて多くの種類の経費が課けられている。またここは町役の伝馬を負担する「本伝馬通」でもあった。諸掛書繫書上には、「本伝馬・駄賃伝馬・場所伝馬外小役場所之通り」とも記されているので、本伝馬や駄賃伝馬、場所

伝馬という種類の伝馬の負担も課されていた。

一五種類の経費は、御町堰御普請・相撲請負、四月分使番給銭、八月分使番給銭、一二月分使番給銭、蠟燭繫、堰御検分御賄入方、御制札番足留銭、火の見櫓地代賃、御広敷端女給金多足、壬辰繫、虫祭繫、風祭繫、御下向之節江戸盛岡御雇賄、御振駒下賄、前見世賃の項目である。

(一)地域負担と比べると、御下向之節江戸盛岡御雇賄・御振駒下賄・前見世賃の三項目が入っており、この経費分この町域の負担は重かった。経費の具体的な使途について触れると、御町堰御普請は表町通街路にある町堰の修繕費、相撲請負は江戸抱え相撲の力士抱え代、使番給銭は庄屋の使番の給銭である。蠟燭繫は蠟燭の使途は不明だが、(一)と(二)地域の表町だけが負担しているから、祭礼や藩主下向時の表町通に釣り下げる提灯の灯代だろうか。堰御検分御賄入方は堰検分役人の食料費、御制札番足留銭は制札場の番人給与代、火の見櫓地代賃は櫓借用地の土地代、御広敷端女給金多足は城中御広敷に仕える女中の給金補助費である。

当町域のみが負担したものは、江戸盛岡御雇賄は藩主下向行列に雇う盛岡人足の食料費、御振駒下賄は三日町などの表町で行われる振駒（馬競り市）時の食料費であり、前見世賃は、後述の中見世賃が「市立ての本町ばかり」課けるとあるから、本町（表町）で市立てする際に店前に設えた棚賃である。これら三費用は表町のみに関わりある経費なので、当町域だけに賦課されたものである。

また(一)、(二)、(三)、(四)の四地域が同じ賦課基準で共通に負担している経費は、壬辰繫・虫祭繫・風祭繫の三種類である。繫とは助け

合うという意味であるから、町同士の協力金の性格を持っている費用である。壬辰繫は年始めの壬辰の日に行われる火の用心の防火費用、虫繫は秋の虫送り費用、風祭繫は寺社における天候祈願費用であるから、これらの三経費は全町挙げて協力実行する共同体全体の行事費用であった。

(三) 塩丁地域

この町域は一町のみである。塩丁は表町通に属するが城下東端に位置する町である。ここには、壬辰繫・虫繫・風祭繫の三種類のみの経費が課けられ、小間一間あたりの基準は他の三地域と共通の賦課基準であり、合計は六文五分となっていた。その合計額は、合計額が多い(二)地域のわずか五パーセントに過ぎないほどに軽減されていた。

この塩丁地域が軽減された理由は、文化四年(一八〇七)に町家の過密防止のために町家地区を新設した際、新規に誕生した町内であったため、負担の軽減措置が取られたものである。新設町内なるがゆえに町人の居住も少なく、多種類の負担を賦課するのは難しかったに違いない。

(四) 裏町通地域

この町域は表町通に属する(一)と(二)、(三)以外の町であり、具体的には廿六日町、十六日町、六日町、朔日町、十一日町、廿一日町(別称下大工町)で構成されていた。ここには九種類の経費が課けられ、小間一間あたりを基準にして賦課された経費の合計は二八文八分八厘三毛となった。裏町通は小口商いの商人や職人、日雇いなどが居住してお

り、表町通の町内に比べて経費負担力が数段劣っていたので、七〇八割は負担が少なかった。

その九種類の経費は、御制札番足留銭、火ノ見櫓地代賃、御広敷端女給金多足、三月分使番多足銭、七月分使番多足銭、十一月分使番多足銭、壬辰繫、虫繫、風祭繫の項目である。

御制札番足留銭・火ノ見櫓地代賃・御広敷端女給金多足銭、および壬辰繫・虫繫・風祭繫は、(一)や(二)地域と同じ負担基準となっているが、使番多足銭だけはそれらと違って使番給銭の不足分を補助する「多足繫」として賦課されている。

以上述べたように共同体としての町経費に充てる「諸繫諸掛」は、町の経済力に応じて四地域に分けられて費用負担をしていたことになる。多くの経費を負担したのは廿三日町中頃より廿八日町作十郎居屋敷までの地域で一五種類、次いで惣門丁より廿三日町中頃善太郎居屋敷までの地域が一二種類、裏町通地域が九種類、少ないのが新設の塩丁地域で三種類であった。

小間一間あたりの賦課金は四地域共通であるが、負担する種類の数が異なるために多く負担する地域と、少なく負担する地域が生じ、合計金額で差が出た。高負担地域の(二)は合計で一二五文余、低負担地域の(四)は二八文余の負担となっている。町域の負担割合は四地域の経済力に応じた措置である。ただ残念なのは、町内ごとの家数の書き上げが八戸城下では残されていないので、個々の町内の負担額や全城下の負担額は算出できない¹³⁾。

なお町経費の中で、四地域が共通の賦課金で負担したのは、壬辰繫、

虫祭繫、風祭繫といった年中行事の祭礼に関わる経費である。これらは一町内に限って祝う行事ではなく、町全体が祝うための祝祭行事であったから、賦課金は同じ割合で課けられていた。これに関連して後述の火祭・人形祭では、惣町の負担とされているが、その負担理由は「古来よりの吉例」(「御町諸繫銭定之事」)であると述べているのは、町全体が祝う祝祭行事であったことにはかならない。

ところで、上述の町経費の種類や賦課割合は、時代によって負担の種類や負担額、負担地域が異なっていた。この天保五年の「書上」から八年前の寛延二年(一七四九)の「諸繫諸掛」の史料が残されているので、早い時期の町経費をみてよう。

寛延二年一二月「御町諸繫銭定之事」⁽⁴⁾によれば、次のようになっていた。

御町諸繫銭定之事	
一、火祭 小間壱間二付	壱文貳分当り 但し惣町より出銭
一、人形祭 同	壱文当り 右同断
一、使番給銭 同	拾六文七分当り 本町計り出銭
一、蠟燭繫 同	五文当り 惣町より出銭
一、火見楼 同	壱文四分当り 本町・裏町より出せん
一、中見世賃 同	廿貳文中り 市立候本町計 但し寺横丁・大工町・かち丁除キ、
一、宗門改	壱人四文宛
一、両庄屋多足銭	拾五貫文 御町酒屋共より出せん
一、両小走給銭	拾壱貫文 右同断

表3 町経費一覧2

種類	負担金	負担者	備考
1 火祭	小間一間あたり 1文2分	惣町	
2 人形祭	小間一間あたり 1文	惣町	
3 使番給銭	小間一間あたり 16文7分	本町	
4 蠟燭繫	小間一間あたり 5文	惣町	
5 火見楼	小間一間あたり 1文4分	本町・裏町	寺横丁・大工町・鍛冶丁除く
6 中見世賃	小間一間あたり 22文	市立ての本町	
7 宗門改	1人あたり 4文	全町民	
8 両庄屋多足銭	15貫文	町酒屋	
9 両小走給銭	11貫文	町酒屋	

右繫之内減少いたし候而も可然筋吟味いたし候様、庄屋中より仲間へ被仰聴候間、仲間打寄相談いたし候処、人形祭・火祭等之義者古来より有来候吉例ニ御座候間難相減、ろうそく繫・使番之義減候而ハ、過急なる御用之砌加番申付候而も、常番と違不案内之事ゆへ御用間違ニ可罷成候間、是亦減かね候、
右之ヶ条之趣者先年乙名共致吟味候定目ニ御ざ候間、前々之通御取立可被成候、已上、

寛延二年巳十二月廿四日

酒役 三日町 市太郎

廿八日町 徳右衛門

寛延二年の町経費は、天保五年と比べると、賦課される経費の種類も少なく、負担する町内も大まかであった。「御町諸繫銭」と称された町経費は、火祭・人形祭・使番給銭・蠟燭繫・火見楼・中見世賃・宗門改・両庄屋多足銭・両小走給銭の九種類があげられ、負担する町内は、
(一)惣町、(二)本町(表町)、
(三)本町・裏町の三地域に単純に区分されている。

惣町とはすべての町内で負担することであり、火祭・人形祭・蠟燭繫は惣町で負担し、使番給銭は本町のみ、火見楼は本町と裏町、中見世賃は「市立する本町ばかり」で負担していた。また宗門改については一人四文の割合で全町民が負担し、両庄屋多足銭・両小走給銭は、町内ではなく町の酒屋が負担することになっていた。

天保五年には本町通（表町通）を三分してそれぞれの経済力に応じて町経費を負担したが、この時期は、町経費は、経費の種類によっては、城下の全町内が一律に同じ割合で負担しているのが特徴であり、経費の種類も九種類と少なかった。この時期、全町の一律負担が行われたのは、八戸城下においては、まだ本町通の各町内はそれほど経済格差が開いていなかったためと思われる。

ただし、使番給銭だけは裏町は負担せず本町のみが負担している。これは本町の町人が城下を支配する町役人の庄屋に就任していたことに関係する。また中見世賃は「市立候本町」が負担するとある。「市立候本町ばかり」とはこの町を指しているであろうか。

中見世とは、街路中央に開設された店棚のことを意味する言葉であったから、本町の中でも、早くから市日が開催されて商業が振興していた、¹⁵三日町や十三日町などの城下の中心地域が「市立候本町」であったと考えられる。天保五年の諸繫諸掛「書上」でいえば、それは負担が多かった「廿三日町中頃より廿八日町作十郎居屋敷までの地域」にあたる。これらの町域は、寛文四年（一六六四）の八戸藩誕生以来、城下の中心商店街を形成してきた町であったので、町経費を他の町域よりも多く負担をすることが可能であった。

終わりに

本稿では、近年刊行された『新編八戸市史』・『青森県史』資料集に収録された延享二年「御町役御伝馬諸人足名目書上覚」と天保五年諸繫諸掛「書上」などを使用して八戸城下の町役と町経費について検討した。

これらの史料をみれば、八戸城下の町役には、伝馬役や参勤交代時の駕籠・荷物持役をはじめ、城中の諸雑役などといった多種多様な種類の役務があり、各町内では藩の求めに応じてその労働力たる人足を提供していた。

その中でも、領内交通や参勤交代時の人馬の荷物輸送といった伝馬負担が町役を代表するものであった。その伝馬負担は城下表町の中心街が「本伝馬通」に指定され、ここで八戸駅の継立を行ったが、人馬が不足した場合は同じ中心街から「加勢人馬」が出された。それでも足りない場合は周辺の村々に「加勢」が命じられた。町内に関わる町役では、自身番や辻番、火の見櫓番などの役務があった。

一方、町の共同体を維持する「諸繫諸掛」の町経費も町内が負担した。町経費の負担は、町内の経済力に応じて町域が四地域に区分され、それぞれの地域負担が決められた。各町域では、経費の種類ごとに小間一間を基準にして金銭を拠出した。

多くの町経費を負担した地域は、御用商人などの特権商人が数多く居住する十三日町・三日町などといった表町（本町）であった。この町域は、「本伝馬通」として伝馬も負担していた。一方、負担が極端に少な

かったのは、城下端にある新設町内の塩丁のみであった。

以上のように、本稿では、町役や町経費の大まかな内容については検討することはできた。しかしながら、史料が限られているため城下の町内やその構成員たちはどのような形で役負担をしていたか、その具体的内容にまで踏み込んで究明できなかった。今後新たな史料発掘を待つことにする。

註

- (1) 長谷川成一編『弘前城下史料』上 北方新社、一九八六年
- (2) 拙著『南部八戸の城下町』(伊吉書院、一九八三年)には記述していないが、近年刊行の拙著『城下町南部八戸の歴史』(伊吉書院、二〇一九年)では若干の考察を試みた。
- (3) 「御巡見様御通之節所々御尋之時分申上候御答覚帳」、『青森県史』資料編近世五(青森県、二〇一一年) 99 p
- (4) 工藤祐重編『八戸藩法制史料』(創文社、一九九一年) 247 p
- (5) 『新編八戸市史』近世資料編Ⅰ(八戸市、二〇〇七年) 301 p
- (6) 松本四郎『城下町』(吉川弘文館、二〇一三年) 89 p。盛岡城下では、小間七間にて一軒屋敷と定めると『見聞随筆』上(岩手史叢第六卷、岩手県文化財愛護協会、一九八三年) 406 pに見えている。ただ八戸城下の表間口は、元治元年一二月大火の焼失家屋の平均間口では、表町の中心街は四間強であったが、裏町は三間半と狭かったので、盛岡のような小間七間を基準としたかどうかは、今後検討の余地がある。
- (7) 前掲『城下町』86 p、前述の長谷川成一「弘前城下について」参照
- (8) 前掲『青森県史』資料編近世五526 p
- (9) 松本四郎「城下町変質の構図―奥州盛岡の場合」(都留文科大学大学院紀要第二三集、二〇一九年)は、盛岡城下の事例として借家層の展開と町々の変化の状況について論ずる。
- (10) 元治元年四月八日条八戸藩目付所日記。同日記は勘定所日記を含めて八戸市立図書館所蔵八戸南部家文書
- (11) 前掲『新編八戸市史』近世資料編Ⅰ302 p
- (12) 町経費とやや異なる地域区分に、藩が抱え相撲策を取った際の町負担の地域区分がある。文政一年(一八二八)三月九日条八戸藩目付所日記によれば、抱え相撲の町負担金は、城下町内をさらに細分化し、五地域に分けて負担金を賦課している。①惣門丁より廿三日町中頃までは表口一間につき金三両、②廿三日町中頃より八日町中頃までは五両、③八日町中頃より廿八日町までは三両、④六日町より寺横丁・大工町までは三両、⑤その他裏町は二両であった。一番負担が大きかったのは、町経費と同様に廿三日町中頃より八日町中頃までの地域である。
- (13) 小間一間あたりの賦課基準が定められていれば、これに町内の持家戸数を掛け合わせると町内の負担金額が算出され、さらに城下の全戸数を掛け合わせると城下全体の負担額が判明する。しかし、八戸城下には町内戸数の記録がないため、町内や城下の負担額を明らかにできない。町内の戸数を把握するためには、城下の火災記事から町内が全焼した際、町内の家屋数を割り出すほかには今のところ手立てがない。火災記事によつては、元治元年四月の八日町の火事のように、持家と借家を区別して書き上げていることもある。
- (14) 「永歳目安録」収録、前掲『青森県史』資料編近世五321 p
- (15) 前掲『見聞随筆』上の「市立之図」410 pに「中見世」が記されている。(みうら・ただし 弘前大学国史研究会会員)